

政策評価懇談会（第11回）議事録

1. 日 時

平成17年10月19日（水）15：30～17：37

2. 場 所

東京保護観察所会議室（法務省1階）

3. 出席者

< 政策評価懇談会構成員 >

川端 和治	弁護士
（座長）島野 穹子	つくば国際大学産業社会学部教授
立石 信雄	オムロン株式会社相談役
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治研究科教授
前田 雅英	首都大学東京都市教養学部長
山根 香織	主婦連合会副会長
六車 明	慶應義塾大学法科大学院教授
渡辺 雅昭	朝日新聞社所属

< 省内出席者 >

江口 幹太	大臣官房人事課法務専門官
佐藤 淳	大臣官房施設課付
武下 満	大臣官房訟務企画課訟務調整官
小山 太士	大臣官房司法法制部参事官
吉村 典晃	大臣官房司法法制部参事官
余田 武裕	民事局総務課補佐官
落合 義和	刑事局参事官
有山 賢良	矯正局参事官
田中 一哉	保護局総務課補佐官
中島 崇	人権擁護局付
山中 政法	入国管理局総務課入国管理企画官
梁取 一夫	法務総合研究所総務企画部付
小林 幹広	公安調査庁総務部総務課企画調整官
粕 信雄	大臣官房秘書課広報室長
吉澤 勇治	大臣官房秘書課情報管理室長

< 事務局 >

野々上 尚	大臣官房秘書課長
大場亮太郎	大臣官房参事官（総合調整担当）

松下 裕子 大臣官房秘書課政策評価企画室長
石井 未弘 大臣官房秘書課企画調整官

4. 議 題

- (1) 平成17年度法務省事前評価実施結果報告書について(報告)
- (2) 平成16年度法務省事後評価結果の政策への反映状況報告書について
- (3) 平成17年度法務省事前評価結果の政策への反映状況報告書について
- (4) 法務省事後評価の実施に関する計画(平成17年度)の見直しについて
- (5) その他

5. 配付資料

- 資料1: 平成17年度法務省事前評価実施結果報告書(平成17年8月)
- 資料2: 平成16年度法務省事後評価結果の政策への反映状況報告書(平成17年9月)
- 資料3: 平成17年度法務省事前評価結果の政策への反映状況報告書(平成17年9月)
- 資料4: 法務省事後評価の実施に関する計画(平成17年度)見直し案

6. 議 事

島野座長: それでは、ただいまから、第11回政策評価懇談会を開催いたします。

委員の皆様には、御多忙のところ御出席いただきましてありがとうございます。なお、寺尾委員におかれましては、本日都合により御欠席とのこと。また、川端委員におかれましては、少し遅れて到着されるとのことです。

それでは、まず、本日の審議事項について事務局から御説明をお願いいたします。

大場官房参事官 はい。それでは事務局の方から本日の審議事項について御説明させていただきます。資料をご覧ください。資料1でございますけれども、これは今年の8月に公表いたしました「平成17年度法務省事前評価実施結果報告書」であります。平成17年度は5件の施設整備と3件の法務に関する研究を対象として評価を実施したものです。

資料2でございますけれども、この資料2は、今年の9月に公表いたしました「平成16年度法務省事後評価結果の政策への反映状況報告書」であります。平成16年度に実施し、本年度事後評価を行った施策の平成18年度の予算概算要求、機構・定員要求等への反映状況を取りまとめたものであります。

資料3でございますけれども、これも本年9月に公表しました「平成17年度法務省事前評価結果の政策への反映状況」であります。これは資料1にあります平成17年度の事前評価の対象施策について、平成18年度の予算概算要求、機構・定員要求等への反映状況を取りまとめたものであります。

資料4でございますが、これは法務省事後評価の実施に関する計画の見直し案であります。平成17年度の法務省の事後評価の実施に関する計画は、第9回の政策評価懇談

会において御議論いただいた上で、平成17年3月に策定したところでありますけれども、施策を巡る状況の変化等を踏まえて見直しを要する部分がありまして、見直し部分とその理由を示したものであります。

あとは参考資料でございます。政策評価法、政策評価法施行令、政策評価に関する基本方針、政策評価に関する標準的ガイドライン、法務省政策評価に関する基本計画、平成16年度法務省事後評価実施結果報告書、前回の政策評価懇談会の議事録をお配りしております。

なお、席上に「法務省大臣官房施設課における事業評価」、「法務総合研究所における研究評価について（イメージ図）」とするものがございます。これは、平成17年度の法務省事前評価実施結果報告書の説明の際の参考資料でございます。さらに、「政策評価に関する懇談会について」と題する資料がありますが、これは先週12日に行われました、丹羽宇一郎政策評価・独立法人評価委員会委員長と各府省の政策評価に関する有識者会議座長との懇談会の概要等であります。当懇談会からも島野座長に出席していただきました。以上が資料でございます。これらの資料に沿って本日の審議事項について御説明させていただきますが、最初に全体の流れであります。平成17年度の事前評価結果について資料1、これを基に事務局から報告させていただきます。その後御意見を伺いたいと思っております。次に、法務省政策評価結果の政策への反映状況、資料2と3を基にいたしまして、平成16年度の事後評価と平成17年度の事前評価を一括して事務局から報告させていただきます。その後御意見を伺いたいと考えております。さらに資料4の関係になりますが、法務省事後評価の実施に関する計画の見直しについて資料4を基にいたしまして、事務局から説明させていただいて、その後御意見を伺いたいと考えております。

なお、時間に余裕がありますれば、政策評価制度の見直しにつきまして、今少し申しました、先週12日に行われました政策評価・独立行政法人評価委員会委員長と各府省の政策評価に関する有識者との懇談会の議論、これにつきまして、島野座長から御紹介いただきまして、政策評価制度の見直しについて、特に法務省の政策評価のあり方について、自由に御発言いただければと考えております。

配付資料に沿って、もう一度簡単に説明させていただきますが、平成17年度の事前評価結果報告書についてであります。資料1です。これは前回の政策評価懇談会の時点ではまだ評価が終了しておりません。総務省への提出期限が8月末日とされていたということもございまして、資料1の報告書というのは、既に総務省に提出したものでございます。事前に各委員に案をお示ししたのみで御議論いただく機会がなかったわけですが、この点については、お詫び申し上げます。

また、政策評価結果の反映状況につきましては、政策評価制度の見直しの柱として、政策評価と予算の連携が掲げられていますことから、平成18年度予算概算要求、機構・定員要求への反映状況を中心に記載しております。

さらに、事後評価の実施に関する計画の見直しについてでありますけれども、これは計画策定後の状況の変更を反映したことや、より客観的に評価を実施できるように目標や指標を一部見直したことで、こういったことによる修正案ということになっております。

て、見え消しあるいは朱が入っているというのがその趣旨でございます。

本日は、だいたいこのような審議をしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

島野座長 ありがとうございます。それでは、ただいま説明のありました議題（１）平成１７年度法務省事前評価実施結果報告書について御議論いただきます。

まず、事務局から総論部分について説明願います。

石井企画調整官 かしこまりました。それでは私の方から総論といたしまして、まず概要を簡単に説明いたします。その後各論につきましては、官房施設課及び法務総合研究所担当者の方から説明させていただきます。

まず、先ほど、本日の審議事項の中で官房参事官からも簡単に御説明申し上げましたけれども、事前評価につきましては、評価結果を平成１８年度概算要求、これは８月３１日までに出すことになっておりますが、ここに反映させるという趣旨から、総務省より８月中の提出を求められていたところでございます。したがって、本報告書につきましても、先ほどの説明と重複いたしますけれども、すでに大臣決裁をいただいた上で、総務省に提出したものであります。先生方には案の段階でお送りしてご覧いただいたところでありまして、会議等のこのような場を設けて検討いただくことができませんでしたことについては大変申し訳ございませんでした。なお、本評価結果につきましては平成１８年度概算要求等へ反映されているところでございますけれども、評価結果の政策への反映状況報告書につきましては、後ほど議題とさせていただきますので、ここでは評価手法を中心に説明させていただきたいと思っております。それでは資料１をご覧ください。

平成１７年度におきまして、５件の施設整備と３件の法務に関する研究について事前評価を実施しております。詳細については、後ほど各担当局部課の方から説明いたしますけれども、施設整備につきましては施設課において定めた評価基準に基づき定量的な評価を実施しております。また、法務に関する研究につきましては、法務総合研究所におきまして研究評価検討委員会を開催し、専門家の意見を聴いて評価を実施しているところでございます。私の方からは以上でございます。

島野座長 どうもありがとうございます。それでは施設整備部分について施設課から説明願います。

施設課 法務省の施設整備を担当しております大臣官房施設課の課付でございます。よろしく願いいたします。これから施設課の事前評価の内容について御説明いたしますけれども、昨年時間をオーバーしたということがありましたので、今年はできるだけ簡略な説明に努めたいと思っております。

まず、評価の前提として当課の施設整備の流れの概略について御説明いたします。お手元に配付したＡ４版の一番上にある資料ですが、「法務省大臣官房施設課における事業評価」という資料をご覧ください。

施設整備は、資料の右側一番上の企画から始まります。様々な行政需要、施設の老朽、狭あい、機能不備等の観点から整備すべき施設を選定して、必要な情報を収集いたします。

続きまして、施設整備に当たりましては、一般に測量及び地質調査が必要となりますので、調査費要求を行うこととなります。調査費が予算化されれば、測量等を実施するほかに、敷地の建築関係法令、周辺環境等を調査いたします。その上で、行政需要や原局等の要望に基づきまして基本構想をまとめまして、配置計画、階層割り、構造等の整備計画を立てることとなります。

計画に実現可能性が認められれば、事業費を積算して、事業費要求を行うこととなります。事業費が予算化されますと、入札、契約、建設工事、完成、引渡しといった手続が進みまして、事業が完了することとなります。事業が完了いたしますと、建物の維持管理・運営が行われることとなります。

それでは、このような施設整備の流れにおきまして、どの段階でいかなる事業評価を行うのかについてですけれども、この資料の中央の政策評価委員会という欄をご覧ください。

調査費要求に当たりましては、官房施設課長を委員長として当課内部に設けられました政策評価委員会におきまして、事業の緊急性と計画の妥当性の評価を行っております。緊急性とは、施設の老朽、狭あい度、都市計画上の必要、行政需要等の観点から事業に緊急性が認められるか、すなわちもっと後回しで良いか否かということの評価するものでありまして、妥当性とは、施設の位置、規模、構造等から妥当な計画規模であるか否かを評価するものです。

緊急性・妥当性評価の詳細な手法は、資料の一番後ろに綴ってある資料「大臣官房施設課における事業評価の概要」という冊子に記載されております。これらは、いずれも数値計算を行って100点以上が得られれば、緊急性・妥当性が認められるものとしておりますので、これらがいずれも100点以上であれば、調査費を要求してもよいということとなります。逆に、いずれかが100点未満となった場合は、調査費要求を見合わせるということとなります。

続きまして、調査費要求から長ければ5年以上、短ければ同時ということもあり得ますけれども、事業費の要求段階に至れば、政策評価委員会におきまして、緊急性・妥当性に加えまして、費用対効果の評価を行います。

緊急性・妥当性の評価手法もそうなんですけれども、費用対効果の評価手法も、国土交通省の官庁営繕の手法に倣って策定したものでございます。費用対効果という手法は、本来、民間において事業の優先順位をつけるために用いられる手法でございますけれども、官庁施設は、お金を生み出すものではなくて、行政サービスに必要な場を提供するものでございますので、その効果を金額に換算することはなかなか困難でございます。とはいえ、その機能が合理的な方法で提供されているか否かを確認することは非常に重要だという考え方にに基づきまして、いろいろな工夫をしながら費用対効果が1以上であることを確認するようにしております。その手法も、先ほどの事業評価の概要という冊子に詳しく記載しているところでございます。

その結果、費用対効果が1未満の場合は事業費の要求を中止し、費用対効果が1を超えた場合には事業費を要求してもよいということとなります。

さらに事業が完了しました後、つまり施設が完成した後ですけれども、5年を経過し

た時点で事後評価を行うこととなっております。なお、これらの事業評価の内容は、1枚ものの資料の左の欄にありますように、この場で御報告させていただくとともに、ホームページ等により公表することとしております。

さて、本年度の政策評価委員会におきましては、法務総合庁舎と少年院の新営工事各1件について緊急性・妥当性の評価が行われ、また、法務総合庁舎2件と刑務所1件の新営工事の3件について緊急性・妥当性、費用対効果の評価が行われました。その結果に行く前に、若干審議事項について御説明させていただきます。

委員会では、昨年、この場で御指摘いただいた事項についても審議が行われました。その1つは、現在、費用対効果の評価の際、事業費要求の際ですけれども、2度目の緊急性・妥当性の評価を行っているのですが、御指摘は、緊急性・妥当性の評価を2度やるのは非効率ではないかというものでございました。慎重に検討しましたが、調査費が予算化されてから事業費の要求までに相当の期間を要する案件がありましたたり、調査費が認められてから計画内容が変更される案件があったりしますので、事業費を要求する段階でも緊急性・妥当性を評価することを原則とした方がよいのではないかとというふうに考えているところでございます。

もう1つは、矯正収容施設の費用対効果の評価に関しまして、官署施設と同様に来庁者の利便をも考慮すべきではないかという御指摘でございました。委員会では、これを考慮すべきという結論に至りました。ただ、新設刑務所につきましては、来庁者の利便が良くなったか否かの判断基準となる既存施設がありませんので、官署施設と同様の手法を取ることはできません。いずれにしても、今後、その手法を取り入れていくことにしたいというふうに考えているところでございます。

それでは、平成17年度の事業評価実施結果について御説明いたします。

結果の詳細は、資料1の平成17年度法務省事前評価実施結果報告書に記載されておりますけれども、ここではお手元に配付した先ほどのチャートを1枚めぐりまして、事業評価結果一覧というA4版の資料で御説明させていただきたいと思っております。

本年度の評価対象の1つ目は、高崎市所在の高崎法務総合庁舎の新営工事でございます。これは検察庁支部、拘置支所、入管局出張所が入居する庁舎です。2つ目は、伊丹市に所在する伊丹法務総合庁舎の新営工事でありまして、検察庁支部、法務局支局が入居する庁舎です。3つ目は、宮崎市に所在する宮崎法務総合庁舎の新営工事でございます。検察庁、法務局、保護観察所、入国管理局出張所が入居する庁舎となります。4つ目は、島根県那賀郡旭町に計画しております島根あさひ社会復帰促進センターの新営工事でございます。PFI事業により刑務所を新設整備するものでございます。5つ目は、小田原市に所在する小田原少年院の新営工事であり、これは大正13年に建設された木造の老朽施設を新営整備するものでございます。

4番の島根あさひ社会復帰促進センターを除きますと、おおむね、老朽、狭あい化している建物を建て替え、それぞれの行政需要に応えようとするものでございまして、2番の伊丹法務総合庁舎につきましては、これに加えて、法務局の統廃合により行政効率化を図ろうとするものでございます。

評価の結果は、この資料の右側、評価の内容というところに記載したとおりでございます。

まして、緊急性・妥当性の評価はいずれも100点以上、費用対効果の評価はいずれも1以上となっておりますので、高崎法務総合庁舎、それから小田原少年院の2庁につきましては調査費要求を行うこととしまして、伊丹法務総合庁舎、宮崎法務総合庁舎、島根あさひ社会復帰促進センターの3庁については事業費要求を行うこととしました。

4番の島根あさひ社会復帰促進センターについて若干だけ補足いたしますと、この案件はPFI事業として実施されるものでございまして、施設整備だけではなく運営も含む事業でございます。ただし、事業評価は施設整備部分のみを対象としております。また、この案件の評価に当たりましては、施設整備の必要性があるか否かという観点から評価を行っております。これを国の直轄事業として行うか、PFI事業として行うかについての評価などにつきましては、別途、PFI法に基づいて定められた基本方針やガイドライン等に従って実施しているところでございます。なお、PFI事業を行うことによりコスト縮減が期待できる額については、費用対効果の算出に反映しているところでございます。

駆け足の説明となりましたが、これで施設課からの説明を終わります。

島野座長 ありがとうございます。引き続き法務に関する研究に関する部分について法務総合研究所から説明願います。

法務総合研究所 はい。法務総合研究所でございます。以下、法総研と略して説明させていただきます。

今回、事前評価を実施した研究といたしまして、お手元の資料1、43ページ以下、3つの研究を提出させていただいております。法総研におきましては、研究評価検討委員会を設置しております。同委員会における評価結果を政策評価の評価手法としております。まず、法総研が、研究評価検討委員会を実施してその評価を政策評価懇談会に提出させていただくまでの流れを簡単に御説明させていただきます。

お手元の配付資料のうち、真ん中を赤枠で囲んでおります「法務総合研究所における研究評価について」（イメージ図）という書面がございますのでご覧いただきたいと思っております。

法総研におきましては、様々な研究を行っておりますが、その中でも、特定の行政上の課題に対応する時宜にかなったテーマを選定し、当該テーマを研究するための特別研究経費によって実施する研究がございまして、これを特別研究と呼んでおります。その他の研究は、経常的な研究経費で実施しております。

研究評価検討委員会におきましては、特別研究以外の研究についても、委員から御意見を伺って、それぞれ事前評価、事後評価を実施しているところでございますが、特別研究につきましては、政策評価の対象となることから、資料も本懇談会に提出させていただいている事業評価実施結果報告書とほぼ同じ書式を用いるなど政策評価と整合性を保つようにしており、各委員にも、必要性、効率性、有効性の各観点から、重点的に御検討いただくようお願いしております。本懇談会に提出させていただいている3つの研究テーマも、この特別研究でございます。

評価の手順でございますが、合計13名の各委員、これは学者の先生8名と、法務省の民事局、刑事局、矯正局、保護局、入国管理局の各総務課長5名で構成されております。

すが、これら委員に対し、事前に資料をお配りしておき、当日、各研究テーマについて説明を行い、質疑応答を経まして、各委員から評価をいただくという手順となっております。事前評価について申しますと、実施すべきでないという消極評価しかいただけなかった研究につきましては、法総研で再検討ということとなりますが、研究を実施すべしという積極的評価をいただいたものにつきましては、法総研における政策評価として本懇談会へ提出させていただき、御意見を伺わせていただいているところでございます。

次に、43ページ以下の、3つの研究課題につきまして、簡単に説明させていただきます。

まず、43ページの、性犯罪者に関する多角的な研究でございますが、御承知のように、奈良県における女子誘拐殺人事件などを契機としまして、性犯罪者の再犯や処遇の問題等に対します社会の関心も高まり、刑事政策上、性犯罪者の再犯防止対策が緊急の課題となっているところでございます。この研究は、昨年度の事前評価の対象にはしておりませんでした。緊急に実施する必要性が高いことから、次のページの備考欄に書きまされたように、すでに本年度から経常研究として研究を進めているところでございます。1年目の本年度は、受刑者の実態や、出所受刑者・執行猶予者の成り行き調査、保護観察の類型別処遇における性犯罪等対象者に関する調査等、国内の実情調査を行っているところでございまして、来年度は、諸外国の性犯罪者に関する法制度、各国におきます性犯罪者の再犯率・再犯の予測、処遇プログラムの内容や運用につきまして、研究官が現地に出向き、調査の上、分析を進めたいと考えております。そして、研究の成果につきましては、成果物として取りまとめて関係各機関に提供し、我が国の処遇対策やその他の施策を研究する上での基礎的な資料として役立てていただければと考えております。

次に、45ページの配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究でございます。

配偶者暴力及び児童虐待の問題につきましては、たびたびニュースとして取り上げられるなど、社会の高い関心を呼んでおりまして、近時、被害者保護のための関連法の整備が進んできているところでございます。一方、最近では、加害者への働きかけの重要性も改めて認識され、その更生をいかに援助して新たな被害者を生まないようにすることが重要な課題となっております。法総研では、これまでも児童虐待や配偶者暴力に関する個別研究を行ってまいりましたが、どちらかといえば被害者の実態を焦点とした研究でありまして、こういったこれまでの研究成果を踏まえて、今回は加害者の更生を焦点とする研究を行おうということでございます。

具体的には、保護観察の類型別処遇におきまして家庭内暴力類型に認定された対象者に対する記録を閲覧・収集しての属性と成り行きの調査、配偶者暴力や児童虐待による受刑者に対するインタビュー調査、海外における法制度や更生プログラムなどについて現地に出向いての調査研究を行い、最終的には成果物として取りまとめ、施策の企画・立案のための資料として、関係各機関に活用していただければと考えております。

次に、47ページの高齢犯罪者に関する総合的研究でございます。

我が国における高齢受刑者の割合は、30年前と比較しますと約10倍となっているなど年々増加しており、欧米諸国と比較しましても、著しく高いと言われております。また、近年の刑務所等の行刑施設の問題といたしまして、過剰収容の問題がございまし

て、高齢受刑者の増加もその一因と考えられております。

また、高齢受刑者につきましては、社会復帰の環境が必ずしも十分でなく、服役を繰り返す者がいたり、健康問題への配慮、介護、知的能力の衰えのための指示・指導等、個々の受刑者に対して適切な処置を実施する必要もありまして、行刑施設職員の新たな業務の増加を招いているなどの問題もございます。

そこで、高齢受刑者につきましては、各種統計による高齢受刑者の現状に関する分析、高齢受刑者の意識調査、受刑者の実態調査などを行いたいと考えております。

この、意識調査につきましては、受刑者自身に調査票へ記入してもらうようにしまして、所内の生活や罪の償いに関する意識ですとか、将来の生活設計や不安感に関する意識などを調査しまして、分析を加える予定でございます。また、受刑者の実態調査についてですが、行刑施設の職員に依頼しまして、受刑に至った犯罪に関する事項や受刑者の資質や生活の行状等について調査する予定でございます。

さらに、海外諸国における高齢受刑者に対する処遇の実情調査なども実施したいと考えておりまして、最終的には成果物として取りまとめて、施策の企画・立案のための資料として、関係各機関に活用していただければと考えております。

これら3つの研究についてでございますが、研究評価検討委員会では、いずれも、必要性・効率性・有効性の観点から有意義な研究であり、研究を実施して本研究の成果を関係機関等に提供するなどの成果が期待されるという評価をいただいているところでございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

島野座長 ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問、御意見を願いたいいたします。

まず、施設整備部分についていかがでしょうか。随分分かりやすくまとめて御報告いただきましたが、委員の皆様いかがですか。はい、山根委員どうぞ。

山根委員 参考までにお伺いしたいんですけども、この施設整備ということで大変古い施設も多いと聞いてますけれども、アスベストの対策はすべて完了したとされているのでしょうか。

施設課 アスベストの関係につきましては、実は現在調査中ございまして、9月中の段階で中間的な結果を出しているところでございます。詳しい数字は持ち合わせておりませんが、今現在アスベストが残存している施設が、法務省全体で数え方にもよるのですけれども、1万1,000くらいあるのですけれども、そのうち45ぐらいの場所にアスベストが残っているという調査結果になりました。それで、今現在最優先で除去ないし囲い込み等の工事をすべく努力しているところでございます。

島野座長 ほかに御意見、御質問ございますか。

それでは法総研の特別研究について。どうぞ、川端委員。

川端委員 性犯罪者に関する多角的な研究が平成17年度から既に着手されているという

ことですが、ここで平成17年度ですからまだ結果が出ていないということですか。法務総合研究所 現在調査の途中でございまして、データなどはかなりの分が集まって

おりますが、現在分析中です。

川端委員 データをざっと見て再犯率が非常に高いということだったのか、それともそこまでまだはつきりしないということなのか。

法務総合研究所 現在のところ、まだ具体的な結論を申し上げるまでのところには分析は至っておりませんので、その点は御理解いただきたいと思います。

島野座長 法総研の特別研究につきましては、研究評価検討委員会が非常に積極的に評価されているようですが、こちらの意見も同じでよろしいでしょうか。はいどうぞ。

田辺委員 研究の中身については特に申し上げることはないし、是非積極的に進めていただきたいと思います。ただこれはいわゆる研究開発の評価ですので、評価の内容の記述が一般の政策評価と同じように必要性、効率性、有効性という形で記述する必要があるのかなという点は御検討いただいた方がいいような気がいたします。特に効率性、有効性というところは無理がある気がいたしますので、もう少しいわゆる研究評価に近い形の情報を整理していただいた方がいいかと思います。具体的に申し上げますと、何でこの研究をやるのかというところは必要性というカテゴリーで括って構わないと思いますけれども、それから2番目は具体的にこれをどういう形で、つまり研究手法と研究組織をどういう形にするのかという記述、それが望ましいという評価を書いていた方がいいと思います。それから、具体的に研究について何をどこまで明らかにするのかという、研究の到達点をすべて明らかにすると言った途端嘘に聞こえますので、ここまではということを書いていただければそれは後に達成されたのか否かということが分かる。それから最後に、これは学者の研究、大学でやっている研究ではございませんので、具体的にこの成果が政策立案にどういう形で利用されそうなのかというその見通しについて書けばよりはっきりするのではないかと思います。簡単に言うなら、一般的な必要性、有効性、効率性という枠に当てはめて、何もこの種のものの評価する必要はないのではないかと思います。以上です。

島野座長 はい。他に何か。立石委員。

立石委員 先ほどの施設の方に戻って申し訳ないんですけども、最終的には妥当性、緊急性、そして費用対効果ということで評価の結果この5つを選んだわけですね。私が大変興味を持っているのは、むしろそれが選ばれたプロセスがどうなっているのかということ、結果的にはいくつぐらいあって、その結果として5つに選ばれたということ。そして落ちたものが結果的に何件ぐらいあって、どういう点でそれが不十分だったのかということ、そういうプロセスをもう少しやっぱり詳しく教えていただきたいと思います。それから、法務に関する研究、この3つのテーマというのは今社会的に大きな問題になっているだけに私は是非いい研究成果を出して、これを社会に公表して啓蒙していくことにつなげていただきたいと思います。特に「高齢犯罪者に関する総合的研究」というのは、私自身あまり認識していなかったんですが、今大変なスピードで高齢化が進んでいる中で、この高齢者の犯罪率も上がっているということで、やっぱりこれをどうすべきかということについての研究、そしてその成果を発表するということは私は大変重要なことだと思います。ただ、その研究の内容として、高齢者、長期服役して出られた方の社会復帰というのは大変難しい、それでいて、やけになってまた大罪を犯して服役し

た方が楽だというような、いわゆるそういう感情で再犯に動く者も出てくると思うんですね。そういう方々に対してどういう対応をするのか、そういうところも研究内容の中で採り上げていただきたい。間違いなく再犯率は高いと思うんですね。そのあたりを抑えていくために何をすべきか、あるいはそれに対して施設としてどう対応していくかということも含めてやっていただければいいなと私は思います。

島野座長 他にございませんか。はいどうぞ。

川端委員 今の意見に関連するんですが、「性犯罪者に関する多角的研究」は処遇プログラム、処遇施策を検討するための基礎的な資料の収集ということですが、実は特に小児性愛の関係で犯罪を重ねる人というのは、大脳の機能異常なんだという研究が、最近大脳生理学の立場から、アメリカで実証的なものが出ているというのを読んだことがあります。そうするとやっぱりそれは処遇に反映せざるを得ないということになってくるのかなとも思えます。もちろんそれによりまたいろんな問題が出てくることだとは思いますが、その諸外国の実情調査あるいは資料の収集についてもですね、行刑の点からだけではなくて、そういう意味でもうちょっと広い、大脳生理学的な資料も視野に入れた検討をされた方がよろしいのではないかなという気もいたしますので一言申し上げておきます。

前田委員 私は法総研の研究、この3つとも評価はこれで問題ないと思うんですが、より発展的な方向としては、今までの研究もどうしても予算の枠内で、時間の枠内でこういう形になりがちなんですが、法務省の抱えている施設で得られる資料と、あと文献と、外国に行って実地調査してからと、型が決まったものになるんですね。今川端先生の御指摘にあったようなことも一つの例なんですが、もう少し法総研の研究が発展的になっていく、研究官の得意分野、御専門の範囲からはずれた外との連携といいますかね、それを越えたものにつなげていくような予算の使い方のほうが有効であると、この予算は法務省の中でどう消費していくかという感じが若干あるんですね。ルーティン化している感じが。もちろんニーズのある研究にきちんと取り組んでくださっているのはよく分かるんですが、もう少し柔軟に、組織間といいますか、ができればいいかなと、まあ無い物ねだりみたいなことで、印象論で申し訳ないんですが一言申し上げます。

島野座長 ありがとうございます。各委員から非常に政策評価懇談会らしい意見を多数いただきました。各部局では大いに参考にさせていただきたいと思います。

渡辺委員 先ほど立石先生のおっしゃった5施設に決まったプロセス、どうしてこういう結論に落ち着いたのかというところは私自身も非常に興味があるところです。対応を急がなければいけない施設はたくさんあるかとは思いますが、もし検討過程を御説明いただけるのであれば教えていただきたい。それからちょっと細かい話で恐縮なんですが、法総研の報告書の「具体的研究内容」を見ると、この3つの研究のやり方が微妙に違ってきます。性犯罪者研究では、統計資料の分析が中心のように書かれているし、配偶者暴力及び児童虐待に関してはインタビュー調査と書かれています。また、高齢犯罪者研究については、調査票に自身で記入してもらうという形です。それぞれの制約なり事情を踏まえての違いになっているのですが、やはり本人へのインタビューというのは他に比べて非常に有効・有益なアプローチで、どんな調査結果が出てくる

のかなという興味があります。その手法をとらないとすればどんな理由によるのかを教えてくださいたいと思ひまして。

島野座長 それでは、渡辺委員の御質問に対して、まず施設課お願いします。

施設課 この案件が残った理由なんですけれども、政策評価で、例えばこの費用対効果が高いから優先順位が高いという形にはしておりませんで、先ほども申し上げたように、費用対効果ができるかどうかを確認しているという作業になります。このような案件が残ってきたのは、まずは省内、官房施設課におきまして、各原局からヒアリングをいたしまして、優先順位などをつけていただく中で要望を聞きまして、その中でどうしても今年やらなければいけないものを挙げているということでございます。

島野座長 老朽等で新営の必要な施設はたくさんあるだろうと委員の皆さんは想像して

いるわけですね。それで、限られた予算の中でどうしてもこのくらいに絞られてしまうという結論が先にあるのですね。

施設課 そうですね。率直に申し上げますと今法務省におきましては、過剰収容という非常に大きな課題がございます。その多くはずっと継続工事でやっておりますのでここには載ってきてないんですけれども、その残り少ないところでどの施設の老朽建替えをやるかということになりますと、例えば、今回挙げた伊丹総合法務庁舎の場合は、法務局の統廃合という年度が決まった明らかな目標があります。このように、この年までになんとしてでも作らなければならないというようなものは優先的になりますし、そのほかに古い施設はたくさんありますけれども、そういう要素のないところについては、かなり我慢を強いているというのが実情でございます。

島野座長 よろしいでしょうか。はいどうぞ、六車委員。

六車委員 皆さんそれぞれお話しされていて、私も一言申し上げたくなりまして、重複するかもしれませんが、法総研の研究のことなんですけれども、1つは田辺委員のところに関係するんですけれども、有効性のところを読んでいると、真ん中の研究が関係機関とか団体における取組みというような参考資料になるものであろうというようなことが書いてあるんですけれども、1番目と3番目のところには書いてないんですが、先ほどのお話をお聞きしていると、外部にも有効にお使いになるようでもあるようにも聞こえましたので、細かいことなんですけれども、そこを書き分けているのかどうかということが1つ、もう1つは前田委員のおっしゃったことと重なるんですけれども、ちょっとだけ前の職業のことを言わせていただくと、私は裁判官として、非常に高齢の犯罪者に対して実刑を言い渡すという例があるというか、そういうことをしてきたわけなんですけれども、そういうところに検察官もいらっしゃるし、弁護士さんもいらっしゃるし、その他家族とかいろんな人がいてそういうことが起こってくるわけだと思ひますけれども、新聞記者の方の前であれなんですけれども、プロジェクトを作って幅広く研究しようとするれば、そういうところも漏れないようにインタビューするんじゃないかと思ひますけれども、しかもこの3つのテーマは非常に重要で、非常に総合的な、あるいは場合によっては法総研だけでは本来的に無理な事かもしれませんけれども、そういう

重要なものについていかに幅広く研究してそれを社会に還元するかというようなところを念頭に置いてやっていただければいいなあと思いましたが、まあ特に質問というわけではないんですけども、一言言わせていただきました。

島野座長 ありがとうございます。渡辺委員の質問については法総研はよろしいでしょうか。

法務総合研究所 まず、第1のその調査事項の問題でございますが、高齢受刑者というところかなり全国で何千人という規模になりますので、個別に面談するということはかなり数的に技術的に困難であろうというのがあるかと思えます。受刑者から意識調査を行う場合にどのような手法が一番適切なのかという問題ですが、調査する側としましては、生の声を聞いて、直接話を聞くのが一番分かるのだらうと思えますが、かなりの数の人に、実際に面談をするのはかなり困難という技術的な問題がございます。正確な数を把握しているわけではないんですが、児童虐待、配偶者暴力を犯して受刑中の者につきましては、受刑中の高齢犯罪者よりは数的にはずっと少ない数となっております。そういった面からこのような手法を選んでいきます。それから先ほど御指摘ありました有効性の点などについて、書きぶりでございますが、確かに表現が統一されていないところがございますので、書き方については、今後十分留意の上、御指摘の点を踏まえて分かりやすい表現に努めたいと考えております。最後に御指摘をいただいた点でございますが、これも御意見を参考とさせていただきます、今後適正な研究に努めてまいりたいと思えます。

島野座長 ありがとうございます。

野々上秘書課長 法総研の研究につきましてはたくさん御意見をいただいておりますが、概括的に私が承知していることを申し上げますと、法総研が企画はしておりますが、いずれのテーマも相当外部的な関心が高くて、是非とも研究をしてほしいという要請を受けてなされているもので、その典型が性犯罪だと思えます。高齢犯罪者の方はむしろ私ども施設内でも特にこの調査が、受刑者を日々処遇していく上で必要かと、そういう内部的要因が強いのが第3のテーマで、あとの2つはむしろ最近の社会状況を反映して法務省でなければできない調査をやってほしいという要請が強いものです。個人情報にも当然アクセスができるという強みがあり、成り行き調査とかインタビューとか、うちでなければできない調査でございますので、そういう意味でこういう課題が採り上げられているものです。研究の成果をどう扱っていくかということもこの研究が始まった要請との関連でいろいろ決まっていく面があるかと思えますが、御指摘は、それも初めから明確にできるだけしておいた方がいいということであると思えますので、その点は検討させていただきたいと思えます。

島野座長 ありがとうございます。それでは次に議題2「法務省政策評価結果の政策への反映状況について」御議論いただきます。まず、資料2の「平成16年度法務省事後評価結果の政策への反映状況報告書」について説明願います。

石井企画調整官 はい。それでは私の方から説明させていただきます。

これは、平成16年度事後評価結果が以後の政策にどのように反映されているかをまとめた報告書でございます、1ページ目は総括表となっております。1ページ目につ

きましては、事後評価結果が法令の立案制定・改廃、予算要求、機構・定員要求のそれぞれに対して反映された結果を一覧表にしております。2ページ目以降はそれぞれの政策につきまして、政策評価結果と政策への反映状況をとりまとめておりますが、今年度の報告書につきましては、評価結果と評価結果に基づく措置状況とを並べて表記することによりまして、反映状況を分かりやすくしました。それから要求、これはもっぱら予算要求になるかと思いますが、それらの要求等に反映したものにつきましては前年度予算額を記載すること等によりまして、評価結果と要求との関係を分かりやすくしたことが特徴でございます。

それでは、最初に事業評価方式を使用する政策としまして、法務に関する研究がございます。本政策につきましては、事前評価を行った上で実施した政策でありまして、いわば事後検証として事後評価を行ったものであることから、評価結果としての反映状況としましては今後計画する研究につきましても成果が得られるよう努力していくということにしております。

次に実績評価方式を使用する政策について順次説明いたします。若干量がございますので早口になりますが御了承のほどよろしくお願いいたします。

まず最初は「登記事務のコンピュータ化」についてでございます。本政策につきましては、登記情報の電子化により国民の利便性が高まったという評価を踏まえまして、引き続き電子化を進めるための予算要求を行っております。

2番目としまして「商業登記に基礎を置く電子認証制度の導入」についてでございますが、本政策は平成16年度までを計画期間として実施してきておりましたが、その目標を達成したことから平成16年度で政策を終了しております。

次に2ページの一番下になりますが、「外国法事務弁護士の在り方」についてでございますが、外国法事務サービスの向上に貢献し有効な政策であったという評価結果を踏まえまして、外国法事務弁護士制度の運営につきまして引き続き推進するための予算要求を行っております。

次に3ページに移りますが「債権管理回収業の監督」についてでございます。債権管理回収業の適正が確保されたという評価結果を踏まえまして、引き続き本政策についての予算要求を行っております。

続きまして「人権侵犯事件の適正な調査・処理」についてでございます。より実効的な人権救済を図るための取組みを強化したことによりまして、人権救済の拡大につながったという評価結果を踏まえまして、人権侵犯事件調査処理活動を拡充することとし、その予算を増額して要求しております。

続きまして「人権相談の充実」についてでございますが、人権相談活動が、人権侵犯事実を把握する端緒として有効に機能し、被害者の救済に役立っているという評価結果を踏まえまして、人権相談活動を拡充することとし、その予算を大幅に増額して要求しております。

続きまして、4ページに移らせていただきます。「人権啓発活動の推進」についてでございますが、人権啓発活動ネットワークが拡充されたなど、人権の尊重に対する理解を深めることができたという評価結果を踏まえまして、引き続き人権啓発活動を充実す

ることとしまして、その予算を同じく大幅に増額して要求しております。

次に「民事法律扶助事業の推進」についてでございますが、扶助件数が大幅に伸びている一方で、扶助費の償還率も向上するなど、民事法律扶助事業が適正に実施されているとの評価結果を踏まえまして、引き続き予算要求を行っております。

次に5ページに入ります。「被害者等通知制度の適切な運用」についてでございますが、通知希望に対し適切に対処しており有効な施策であるという評価結果を踏まえ、引き続き推進するための予算を要求するとともに、制度周知のパンフレット等の経費につきまして、これまた大幅に、約3倍になりますが、増額して要求しております。

続きまして「検察広報の積極的推進」についてでございます。これにつきましては、小学生から一般に至るまでの幅広い層の国民に対しまして広報が行われ有効であったとの評価結果を踏まえ、引き続き広報活動を推進するとともに、地方検察庁の検察広報官の増設を要求しております。これは京都、高松地方検察庁におきまして各1人の要求ということになっています。

続きまして、「捜査における通訳の適正の確保」についてでございますが、通訳人セミナーの開催が通訳人の資質の向上に資することから有効であるとの評価結果を踏まえまして、引き続き通訳人セミナーの開催経費を要求しております。

続きまして6ページになります。「矯正職員に対する研修の充実強化」についてでございますが、非暴力的危機介入法研修などの人権研修が有効であったという評価結果を踏まえまして、人権研修体制の充実強化について引き続き推進するため、これは前年同額となっておりますが、その経費を要求しております。

次に「矯正施設における職業教育の充実強化」についてでございます。職業訓練が受刑者の円滑な社会復帰に寄与し有効であるとの評価結果を踏まえまして、職業訓練実施経費の大幅な増額要求等を行っております。

6ページの下段になりますが、「矯正施設における教育活動の推進」についてでございます。被害者の視点を取り入れた教育の効果が認められたという評価結果を踏まえまして、矯正教育充実のための経費を要求するとともに、教育活動に従事する法務教官、これは26人の増員を要求しております。

次に7ページに移らせていただきます。「民間との協働による犯罪者の更生」についてでございますが、民間委託の推進により被収容者処遇が向上したほか、職員の勤務負担が軽減されたとの評価結果を踏まえまして、民間委託の拡大を要求しております。

続きまして、「行刑施設における過剰収容の緩和」についてでございます。過剰収容対策としまして施設整備の有効性が認められるとの評価結果を踏まえ、PFI手法による施設整備を含めて引き続き予算要求を行っております。

次に「行刑行政の透明性の確保」についてでございます。施設見学等、積極的な広報が有効であるとの評価結果を踏まえまして、引き続き推進することとしております。

続きまして「更生保護活動の推進」ということでございますが、この政策につきましては、4つの基本目標を立てておりまして、1番目の「保護観察対象者が改善更生する」につきましては、保護観察の充実強化のための社会参加活動や就労指導が有効であるとの評価を踏まえまして、社会参加活動の充実について引き続き予算要求するほか、就労

指導の充実について拡充して予算要求を行っております。また、保護観察の充実強化のための保護観察官の増員要求を行っております。45人でございます。

続きまして9ページの中ほどになりますが、基本目標の2としての「保護司制度がより活発化される」についてでございますが、保護司の平均年齢や女性割合につきましては改善されたものの、充足率に変化が見られなかったことから、更なる保護司適任者の確保のための予算を新規に要求するなどしております。

続きまして、基本目標3としての「犯罪予防活動を助長する」についてでございますが、より多くの国民参加に向けた努力を引き続き続ける必要があるとの評価結果を踏まえまして、社会を明るくする運動等の経費として前年同額を引き続き要求しております。

基本目標4としての「更生保護施設における犯罪前歴者等の社会復帰を促進する」についてでございますが、施設整備が更生保護施設入所者の円滑な自立更生に有効であるとの評価結果を踏まえまして、引き続き予算要求を行っております。

続きまして10ページから11ページになりますが、「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共安全の確保に寄与するための業務の実施」についてでございますが、これも本来の報告書では基本目標を2つに分けてございますが、こちらでは一緒に述べさせていただきます。

まず、オウム真理教の活動状況を明らかにする上で観察処分に基づく立入検査等が有効であるとの評価結果を踏まえまして、引き続き推進するための経費を要求しております。また、内外情勢に関する情報の提供につきましては、的確な情報提供が公共安全の確保に有効であったとの評価を踏まえ、情報収集のための経費を引き続き要求しているほか、テロ対策のための官職の新設要求と増員要求を行っております。これは42人でございます。

続きまして11ページの下から12ページになりますけれども、「外国人の円滑な受入れ」という施策につきましては、達成目標として1, 2, 3というふうに項目を立てておりますけれども、いずれも入国在留手続の迅速化等が有効であるとの評価結果を踏まえ、引き続き適正な入国・在留のための経費を要求しているほか、出入国審査のために57人、在留資格審査のために20人の増員を要求しております。

次に13ページに移りますが、「好ましくない外国人の排除」についてでございますが、全国の主要な繁華街を中心とした集中摘発の実施をするなど、不法滞在事犯の取締りの強化等が有効であるとの評価結果を踏まえまして、不法滞在者対策の推進のための経費を増額要求するほか、退去強制手続業務の充実強化のための増員、これは124人でございますが、要求しております。

続きまして、「国の利害に関係のある争訟の処理」についてでございます。準備書面作成支援システムの充実等が有効であるとの評価結果を踏まえまして、引き続き準備書面作成支援システム経費を要求するとともに、訟務担当職員の育成に要する費用を要求しております。また、改正行政事件訴訟法に対する迅速・適切な対応のために訟務組織としての人的資源の充実強化策として20人の増員を要求しております。

続きまして、「広報活動の推進」についてでございます。ホームページへのアクセス数等が増加しており有効であったとの評価結果を踏まえまして、引き続き広報活動に要

する経費を要求しております。

続きまして、「行政手続のオンライン化の推進」についてでございます。国民の負担軽減，利便性の向上につきまして非常に有効であるとの評価結果を踏まえまして，引き続き推進することとしております。

次に「女性職員の採用・登用拡大の推進」についてでございます。これまでの取組が着実に効果を上げているとの評価を踏まえまして，引き続き推進することとしております。

次に15ページの一番下の段になりますけれども，「外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力」についてでございますが，専門家の派遣や研修の実施が諸外国の技術協力で多大な貢献をしているとの評価結果を踏まえまして，引き続き推進することとしております。

次に16ページに移りますが「国際連合に協力して行う研修，研究及び調査の推進」についてでございます。研修等の実施により犯罪防止施策の強化に協力・貢献できたとの評価結果を踏まえまして，引き続き国際研修の実施及び国際会議等の開催・参加に必要な予算を要求しております。

最後になりますけれども16ページ，「法制の維持及び整備に関する国際協力の推進」についてでございます。研修や調査の実施により支援対象国の法制の維持・整備に貢献できたとの評価結果を踏まえまして，引き続き国際協力を推進するための予算を要求しております。

続きまして，総合評価方式を使用する政策が17ページにございますが，これにつきましては「法制度の整備について」になりますけれども，これにつきましては評価未了でございます。したがって措置状況欄には，中間報告としまして，平成17年度におけるこれまでの措置状況を記載しております。

早口で申し訳ございませんでしたが，説明は以上でございます。

島野座長 ありがとうございます。それでは引き続き，資料3の「平成17年度法務省事前評価結果の政策への反映状況報告書」について御説明をお願いいたします。

石井企画調整官 引き続きまして，私の方から説明させていただきます。

これは，先ほど御意見をいただきました平成17年度の事前評価につきまして，以後の政策にどのように反映されているかをまとめた報告書でございます。

事前評価につきましては，当該政策の実施前の評価でありますので，その政策への反映状況は，当該政策を実施するとして予算要求等を行ったか否かに尽きるわけでございます。この点，今回事前評価を行いました施設整備5件，法務研究3件合計8件につきましてはすべて予算要求に反映されております。各々の政策については先ほどそれぞれの政策担当者から説明があり，皆様からの御意見を伺ったところでございますので，ここでは省略させていただきます。

島野座長 それでは委員の皆様の御意見ををお願いいたします。評価結果がこうであったからこのように反映したという報告ですが，その評価というのはもちろん自己点検，自己評価ですよね。法務省内部でした評価で，この政策評価懇談会の意見も混然一体となっているということですね。

田辺委員 1点だけですけれども、最近特に、経済財政諮問会議とそれから財務省の方から、評価結果を予算に反映せよという要求が日増しに強くなっていることは確かです。それに加えて、予算書の改革の方で予算とそれから政策評価もしくは予算決算と政策評価とのリンクということが言われていると思います。その中でおそらく財務省の方から法務省に対しましても、施策別とは言いませんけれども、一応仮の評価に合わせる形の予算費目にまとめた数値が出せないかという要請がきているかと思いますが、現に国土交通省の方では、若干見切り発車的な数ではあるんですけれども、それを政策評価の、特に実績評価に対応するような形で、非常に大枠ではありますけれども、事業にこれだけお金をつけていますという決算ベースで物を出しているんですけれども、それに近い資料を出していただきますと、ここで反映した反映しない、それから評価結果は各々云々だからこういうふうになっているという数値というか結果とそれから具体的な予算というようなもの、また非常に見やすい、どこまで見やすいかはちょっとまた問題があるんですけれども、とりあえず全体として見えるというところがあるので、万が一そういうところを作成していらっしゃるんですしたら、出していただければと思います。できていないんですしたら、こういったところが難しい問題点として残っているのか等について御説明いただければと思います。

島野座長 それでは、企画調整官よろしいですか。

石井企画調整官 確定的なお返事はここではできないんですが、要求につきましては、先生おっしゃるようになるべく合わせていこうということで政策評価企画室と会計課の要求担当者等での打合せといたしますが、そういう話し合いがもたれているんですが、決算につきましては、まだ具体的な連携がとれていないような状況でございます。決算報告では、従前のやり方がそのまま踏襲されていると認識しております。

島野座長 はい。ほかに御意見、はいどうぞ。

川端委員 質問を2つさせていただきたいのですが、1つは法律扶助事業の推進のところで、なお書きで、平成18年10月以降の民事扶助事業に関する経費については、同センターに対する運営費交付金の一部として要求しているというふうに書かれてますが、この金額がいったいどの程度の金額であったのかということと、それからもう1つは広報活動の推進のところで、平成18年度の概算要求額が1,788万4千円になっているんですが、これは左側の欄を見ると裁判員制度の広報費を含んでいるようにも見えますけれども、そう考えていいのかどうかということをお聞きしたいのですが。

島野座長 秘書課お願いします。はいどうぞ。

秘書課広報室 広報関係についてお答えいたします。裁判員制度については特別の別枠で要求しておりますので、含んでおりません。いわゆる一般の法務省の広報経費でございます。

司法法制部 司法法制部でございます。日本司法支援センターの関係の予算についてお尋ねがございまして、全体として平成18年度概算要求につきましては、日本司法支援センターの関係で114億円程度の予算要求をしております。そのうち民事法律扶助の部分がどれかといいますのは、運営費交付金の性格から言って、はっきり分けられるも

のではないのですが、ただこの資料の平成18年度前半分の扶助協会に対する補助金の概算要求額を見ていただきますと、4月から9月分までで24億円あまりの要求をしております。ですから、来年度、平成18年度全体の扶助の事件数の見込みは、これを単純に倍していただきまして、約49億円弱分の要求ということになります。資料の括弧内に書いてございますが、今年度の予算額は、45億円弱ということでございますので、そこと比べていただきますと若干の増の要求をしているという、そういう次第でございます。

島野座長 ほかに、はいどうぞ。

山根委員 平成17年度に比べて大幅に額が上がっているところで、2つ具体的に何が変わるのか教えていただければと思うんですが、1つは人権啓発活動で、中学生の人権作文コンテストの経費が大きく上がっているところと、もう1つは8ページの保護観察対象者の就労指導の経費もすごく要求額が大きく上がっていると思うんですけれども、例えばこういった大きく数字が変わったところは、もうちょっと関係経費の拡充だけでなくもっと一言二言具体的なことが分かるような文書だと助かると思うんですけれども。

人権擁護局 人権擁護局です。人権作文コンテストの経費について御説明させていただきますと、作文コンテストを行い、各地方で選ばれた優秀作品を新聞に載せる経費が増額分になっております。作文を中学生に書いてもらうだけではなくて、それを皆さんに読んでもらう方がより有効な啓発になるだろうということで、新聞広告にさせていただこうと考えております。記載内容については、御指摘いただきましたので、もうちょっと分かりやすく書くよう検討したいと思います。

島野座長 保護観察対象者に対する就労指導の充実経費が大幅に増加したという内容に

ついての説明をお願いします。

保護局 保護局でございます。先生から御指摘いただきましたところでございますが、就労支援と私どもは呼んでおりますが、保護観察対象者の改善更生を促進するために就労支援は大変重要であろうという認識に基づきまして、従来より更に進んだところで、今回は、例えば、就労支援のプログラムをさらに実施するとか、私どもの関係では協力雇用主と呼んでおりますが、本人の前歴を理解した上で雇用してくれる、こういった雇い主さんたちを確保するための経費、更生保護施設という刑務所等の出所者の保護・自立のための足がかりとする施設で就労支援を専門的に補助する賃金職員を雇うといったような要求、さらに、いわゆる出所者の身元保証をするような枠組み等々につきまして、平成18年度要求において要求させていただくものでございます。記載に関しましては、先生御指摘くださいましたとおり、より具体的なものとするように今後心がけたいと思っております。

島野座長 ほかに御意見、御質問はございますか、はいどうぞ。

川端委員 法律扶助事業の推進の項目ですけれども、適正に実施されたものと評価されて、さらに来年度はもう少し増額させるという流れになっているわけですが、実は前から申し上げているとおり法律扶助の先進国レベルでの比較をするとこれでもまだおそ

らく10分の1というレベルなんだと思うんですね。おそらく多数の、本当は法律扶助を必要としているけれども制度が十分でないためにそういうものに応募することもしない人たちがいる、ということじゃないかと思います。それと、ここで、勝訴率が非常に高かったということが高く評価されてますけれども、これは逆に言うと本当に勝てる事件しか扶助していないと、そういうことで、本来は勝てるんだけれどもちょっとその窓口の審査でははっきりしなかったということではねられた人がいるということの意味する数字ともとれるんで、高いからいいという書き方にはやや抵抗があるんですね。ただ、この間法律扶助法の制定に至る過程で非常に努力された弁護士の方と話していて、彼はさんざん努力したけれどもそれでも初年度予算24億しかつかなかったという評価をされたので、「今は、その倍は予算ついていますよ。やっぱり制度をきちっと法律を決めて始めれば少しずつ良くなると、そういう意味では法務省の施策ももう少し評価してあげてもいいんじゃないんですか」という話をしたんです。そのことを前提としつつ、やっぱり最初に戻りますが、もう一段高い目標を掲げてほしいなあというふうに思います。それと同じことが「捜査における通訳の適正の確保」という項目でも49人を対象にして非常に効果が上がったと、上がったから来年も同じようにやりますと言っているんですが、もともと49人で本当にいいのかという問題がこういう評価をするとすっぱり抜けちゃうわけですね。ですから、すべて上手くいってるみたいな書き方をされるとちょっと私としては抵抗があるのですが。最初の評価の基準の設定についてもう少し議論をしていくべきじゃないかなと思います。で、裁判員制度の広報は別の予算だということを知っていて安心したんですけれども、実はこの間最高裁が全国紙一面広告を一齐に出して、あれどれくらい費用がかかっているのか知りませんが、私が前に、第二東京弁護士会の会長をしていたときに司法改革について広告しようと思ったんですが、弁護士会の予算ではとてもできないということが分かってあきらめたことからいえば相当な費用をかけられたんだと思うんですね。やっぱりああいう形で、最高裁も裁判員制度についてやる気だと、絶対成功させるという決意をしているというのが私は見えて嬉しかったんですけれども、法務省も是非同様に頑張っていたいただきたい。ビデオを作られたということですが、さらに次の手を考えて頑張っていたいただきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

島野座長 はい、立石委員。

立石委員 資料2の平成16年度法務省の事後評価結果の政策への反映、これは事後報告なんで、文字通りお話しを聞かせていただいて、コメントはないんですが、ただ、今出ていましたけれど、予算のいわゆる積算をどういう基準で出しておられるのか、これはそれぞれ主計官との、財務省とのという形になると思うんですけれども、たぶん相当切られるんだと思うんですね。難しい話で申し訳ないが、その切られるところを含めて出しておられるのか、そのあたりの積算の基準を少しでも書いて出してくださるとより理解しやすいと思うんですけれども。それだけです。コメントは。事後報告ということで、私は意見ありません。

島野座長 御意見として承ります。ほかに。前田委員。

前田委員 1つは、先ほどの田辺委員のことと同じことになるし、今の立石委員のお話

につながるんですが、あとで座長から御報告があるかもしれないですが、12日のお話を伺っていて一番鮮烈な印象はですね、やっぱり主計の側で、政策評価と結びつかないような予算はつけないよというメッセージをはっきり出したと受け取ったんですね。ここでの議論は非常に一部ですからここでいろんな事を言うのはあれなんです、予算制度の中で主計とやり合う議論として政策評価システムの中に上手く結びついているよという形は作っておいていただいた方がいいということが1つですね。あともう1つは、この表を見せていただいて、先ほどの法律扶助の話とある意味似たような議論になるんですが、私の場合、不法滞在者対策が124人の要求というのは我々から見ると非常に少なすぎると思うんですが、これだけ出していただいたのは非常に良かったと思っております。そういう意味で国の政策全体の中で、外国人犯罪対策というのは一番とりやすいので出てきているんだと思うんですが、逆に逆風が吹いている保護観察関係も実は保護司の問題ではなくて、保護観察官の数の問題で、この政策評価ではなかなか出てこないんですが、実際我々から見ると必要であるものをどうしていくか、今後の政策評価に結びつかない予算がつきにくいという中で、簡単にニーズが説明できにくいもので、しかも現場としてはそばで見ていると困っているようなものをどう盛り込んでいくかですね、政策現場とやっぱり共同作業のようなものが少し必要なのかもしれないですが、そういう複眼的な視点といいですかね、ちょっとゆとりのある議論で、数値評価だけで行っちゃうとまた国全体の流れとして力が入っているところだけ予算が通って行っちゃって、国全体として必要なもので、今ちょっと不祥事起こしているから取りにくいみたいなものが落ちちゃうのは非常にまずい、そこをどうするかというのは考えていかなければならない難しい問題だと思ったんですが、ちょっと感想めいて申し訳ないんですが。

島野座長 はい。ありがとうございました。ほかに御意見、御質問ございますか。

ありがとうございました。それでは引き続き議題3に移ります。資料4です。法務省事後評価の実施に関する計画（平成17年度）の見直しについて御議論いただきます。まず、事務局から説明願います。

松下政策評価企画室長 はい。それでは、私から説明させていただきます。資料4をご覧いただきたいと思っております。これは現在行っております、平成17年度の法務省事後評価の実施に関する計画の見直しに関する資料でございます。現在、この計画に基づいて政策を実施しておりますが、その途中におきまして、いろいろ問題のある点について修正をすることなんですけれども、今回の修正案は実施計画を作った時以降の事情の変化ですとか、平成16年度の事後評価について政策評価懇談会でいろいろ御指摘いただいたこと等を踏まえて、また更に、定量的なより客観的な指標で評価をできないかというような観点から見直しを行おうとするものです。もともと法務省の政策につきましては定量的な評価になじまない施策が多いという問題点があるんですけれども、今政策評価制度の見直しが進められております中で、政策評価と予算との連携ということが非常に言われておりますので、その意味でもできるだけ客観的に定量的な評価を行えるというようにできないかということで見直しを行っているところでございます。

それでは、それぞれについて御説明いたしますけれども、変わった点につきましては

朱で見え消しにしております、その下にクリーム色の枠で囲みまして修正の理由を記載する形にしております。

まず、5ページでございますが、の「債権管理回収業の監督」ということに関してでございます。修正点は指標でございますが、苦情申立ての状況を「苦情率」ということで目標値は対前年度減というふうにしているんですけども、これまで苦情率の算定方法として、「許可会社数」というのを分母にしていたんですけども、「営業会社数」に改めるということでございます。これは苦情率については、許可した会社がその後合併したり廃業したりということがございますので、実際に営業している会社数を用いて算出することが現実に即して妥当であるということで見直しを行っております。

次に6ページですが、「人権啓発活動の推進」ということですが、これは達成目標の1について見直しを行っております。これはネットワーク事業の規模を対前年度で増加させるという目標値を定めていたわけなんですけれども、これにつきまして、規模という定量的に把握が難しいものについて目標値として定めていたことから、客観的に評価を行うことが難しいので、これを指標1の「全市町村数に対するネットワークの参加市町村数の割合」という数で評価できるものに包括して評価を行うことといたしまして、指標2のネットワーク事業の規模と目標値、対前年度増というのを削除することにしたものでございます。達成目標もより端的に表現することにいたしまして、「人権啓発活動ネットワークを全国に整備する。」という端的な目標にしたということでございます。

そして、7ページの でございますが、これは、新たに として「総合法律支援体制の整備」という項目を設けることにいたしました。これは平成17年度のモデル事業として位置づけられた事業でございますが、モデル事業は新しい予算編成の確立に向けた第一歩として、平成16年度予算から試行的に実施されているものでございますが、明確な目標設定と評価と弾力的な予算執行によって、事業の効率化を進めることを目指すものでございます。モデル事業に位置づけられたものにつきましては、その評価をすることが求められております。この点、政策評価法の枠組みにおいて評価を実施するのが適当であることから、今回項目の追加を行ったものでございます。達成目標につきましてはモデル事業としての政策目標を踏襲して、目標値につきましては平成17年度において実績評価を行う観点から平成17年度に実施する施策について設定しております。

8ページですが、「検察広報の積極的推進」ということですが、指標を1, 2, 3としておりましたものを1つに整理いたしまして、新たに指標2として「広報活動の実施回数」というものを加えました。これは定量的評価を可能とするためということで修正を行ったものでございます。

9ページですが、「矯正職員に対する研修の充実強化」で、これは表現ぶりの問題でございますけれども、達成目標として「質の高い人権研修を受講する機会を与える」としていたのが、「質の高い」研修を行うのは当然であるとのことから、ここを削ることにしたということでございます。

10ページをご覧くださいまして、でございますが「民間との協働による犯罪者の更生」ということで、目標値について指標を民間委託ポスト数÷職員数ということで、

目標値が「3.50%（平成17年度予算案）」としておりましたが、予算が成立しておりますので、この予算案としているところを削ったということでございます。

12ページですが、「更生保護活動の推進」でございますけれども、これの基本目標1に関しまして見直しを行っております。基本目標1は「保護観察対象者が改善更生する。」ということでございますが、現在の指標をより客観的なものとする観点から見直しを行いまして、指標1「施策の実施状況」というのが評価が難しいということでこれを削除しております。

そして指標2及び3については、社会参加活動に関する似たような指標でございますので、これを1つにまとめて指標1として「社会参加活動の活動場所の確保」ということで、目標値等は「基準年次の数を維持」ということにしたものでございます。

また、現在の指標4でございますが、指標4は覚せい剤事犯仮出獄者の保護観察終了事由のうち、仮出獄取消の割合ということにしていたわけなんですけれども、これはより積極的な形で評価をした方がいいのではないかということから、処遇の効果という点に着目いたしまして、仮出獄取消の割合が減ったということではなくて、処遇の結果保護観察の終了時の成績が「良好」であった者の割合を増加させるということから修正したものでございます。

そして、新たな指標として、指標3を加えておりますけれども、これは「成人性犯罪等対象者への処遇プログラムの実施」というものを加えております。これは、保護観察充実の観点から追加をするものでございます。平成17年度はプログラムを作成しているところでございますので、17年度の目標値としてはプログラムを作成すること、そして、次年度以降は、プログラムが作成された後は全保護観察所における実施ということが目標値ということでございます。

基本目標2，13ページになりますが、「保護司制度がより活性化される」ということについて、現在の指標4「保護司に対する研修実施状況」については、現在の目標値は「前年実績を基準」ということにしているんですがこれを「保護司の資質向上のための研修の充実」に改めるものです。修正の理由でございますけれども、これは政策の方向性が、前年実績を基準というとはよく分からないものですから、政策の方向性を反映させるという意味で改めたものでございます。

14ページを見ていただきまして、基本目標4でございますが、これは指標についてより明確化する観点から括弧として注書きで加えたものですが、「全更生保護施設の保護率」というのがどういうふうに算出されるかということを示したものでございます。

でございますが、これは「公共の安全確保に寄与するための業務実施」ということで、指標があるわけですが、その指標の中身をより具体的に、客観的に評価できるように加えたということございまして、オウム真理教の組織・活動の実態及び危険性の解明の度合いといいますと評価しづらいものでございますので、実際にもこれまでの評価でも立入検査の実施延べ施設数ですとか延べ動員人数等を記載しておりましたので、それを指標の方に掲げるということにしたものでございます。

そして、17ページですが、をご覧くださいまして、「行政手続のオンライン化の推進」につきまして、数字を変えておりますけれども、これはもともとの計画を策定し

たときからその後の実績を踏まえて数が変わりましたので手続数を変更する必要があって変えるというものでございます。

そして、19ページの ですが、「国際連合に協力して行う研修，研究及び調査の推進」，それから20ページの「法制の維持及び整備に関する国際協力の推進」ということとでございますけれども，これらは目標値をいずれも具体的な数字で記載しておりましたけれども，これは平成17年度予算に従って設定している数字だったんですが，施策に対する目標値としては，より当該施策に対するニーズを的確に表すものにした方がよろしかろうということで，「前年度の実績を維持」という目標値を掲げることにして，括弧書きで前年度の実績を参考に記載するというふうに改めたわけでございます。

説明は以上でございます。

島野座長 ありがとうございます。それでは御意見を伺います。どうぞ。

田辺委員 4点ほど意見とそれからここでちょっと分からないので質問でございます。

1点目は、6ページの「人権啓発活動の推進」のところの指標ですけれども、全市町村数に対するネットワーク参加市町村数の割合というのは、目標値が対前年度増になってますけれども、もうこの時点で達成されますので、つまり今2,500ある市町村が2,200になりますんで、どう考えても合併するところが調査が入っているんで、間違いなく、今70%ですから、80%まで何もしなくても10%増ですのでちょっとこれは意味がない、ということとでございます。むしろ残っている400くらい分かっていない空白地帯があるかもしれませんので、そこをどうするかという目標の方が適切かなというのが1点目でございます。それから2点目は、13ページのところの基本目標2の「保護司制度がより活性化される。」というところとございまして、指標4のところ「保護司に対する研修実施状況」のところ、まあ研修を実施するということですが、このところは具体的に何か研修の後でアンケート調査等をとって役に立ったか役に立ってないか、どういうところが情報として足りなかったところなのか、やってらっしゃるんでしょうか。で、研修内容を充実させるというところですが、保護司という方が何が分からないのか分かっていない可能性がありますので、そういった点、万一使えるんでしたらそういう指標を使った方がよりフィードバックがしやすいのかな、というのが2点目でございます。それから3点目は、これは質問なんですけれども、次の14ページのところの更生保護施設のところで、全更生保護施設の保護率というところで、平成16年度のこれに関する目標、指標というのは保護施設を増やすというところだったんで、むしろこっちの指標の方が適切なことは確かなんですけれども、これは今、現状でどれくらいになってるんでしょうか。つまり年間収容可能人員というのは何名いて、今具体的にどの程度の方を保護しているんだという現状に関する情報がございましたらそれを教えていただきたいというのが3番目です。それから最後、17ページですけれども、毎回同じようなこと申し上げて申し訳ございませんけれども、のところの「行政手続のオンライン化の推進」のところで、オンライン化の終了手続数という形で書いております。これに関しては、予算がつけばもう終わる、ソフトウェアが完成すればそれで終わりという目標で、そこから先がおそらく實際上問題になるかと思えます。つまりこのオンライン手続のできるものをどの程度使っているのかというこ

ころにもうちょっと踏み込んでいただいた方がいいかと思えますね。例えば、国税庁ですと電子申告等に関してまあなかなか上手くいってないというのもあるんですけども、来年何万人という目標を立てておりましたので、ボトルネックが法務省にあるとは思いませんけれども、電子認証等々のところがボトルネックであるんですけども、これだけだと予算がつけば終わってしまうことですので、具体的にどういうものに関してオンラインで処理していただくという目標を立てられるのであれば立てた方がより実効的な目標になるかと思えます。以上です。

島野座長 御質問に答えていただけますか。

人権擁護局 人権擁護局です。6ページの、全国市町村数に対するネットワーク参加市町村数の割合ではどんどん増えるんじゃないかというご質問については、従前平成16年度まではネットワークの参加市町村数を対前年度増ということで書いておりました。ただ、これですと市町村が合併するとどんどん減ってってしまうということになりますので、割合として表した方がいいであろうということで、参加市町村数の割合ということに本年度から変更させていただきました。ただ、委員御指摘の点はどうなるかはおそらくネットワークに参加していない市町村と参加している市町村が合併した場合、どういう作業が、市町村がまた新たに入ってこれるかどうかということに関わってくると思うんですけども、その点御指摘受けましたので、局内で検討してみたいと思えます。

保護局 引き続きまして、保護局でございます。まず1点目13ページ、保護司制度の活性化というところでございます。目標値等につきまして、質的なものをここに今回修正の結果持ち出したという御指摘をいただきましてありがとうございます。趣旨は、あくまでも政策の方向性を明確化したいということでございます。御案内のとおり保護司の高齢化の問題、それから充足率の低下の問題等がありまして、今各地で新しい保護司の獲得に努めているところですが、そういった新しくお見えになった保護司に対する研修内容をまず充実する、そして、さらに現在の保護観察対象者の質的な変化に対応して、その研修内容を一律に強化するというところで、私どもとしては必ず政策の方向性を明確化したものでございます。ただし、今、田辺先生から御指摘いただきましたとおり、その研修の受講結果等については、保護司の感想をとるなどのフィードバックが必要であるという御指摘を、局内に持ち帰りまして、検討させていただきたいと思えます。

もう1点、14ページの基本目標4にかかる指標についての算出方法を今回明示させていただきましたが、そもそもこの実態がどうなっているのかという御質問かと思えますので、これに関してお答え申し上げます。更生保護施設につきましては、全国で、年度内どうしても動きがあるんですが、だいたい2千2、3百のところで収容定員が常時推移いたしております。これに年間365日を掛けますと年間可能となる収容可能人員というのが83万くらいになります。昨年ですと、延べ人員で61万人くらいの実人数、つまり、1人の人間が何日間滞在、入所していたかということによって出てくる人員ですが、以上により、おおむねの収容率、すなわち保護率が75%程度のところで推移しております。以上のような数字でございます。

島野座長 17ページの「オンライン化」については。

秘書課情報管理室 秘書課情報管理室でございます。オンライン申請の利用率の促進のところに指標を持っていくべきじゃないかという御指摘でございますが、御指摘のように促進をすることが重要でございます。これにつきましては、政府全体の目標でございます。本年2月のIT戦略本部で決定されております「IT政策パッケージ2005」という中で、本年7月に国の手続のうち利用件数の多い(年間10万件以上)手続につきましては、利用促進を図るということでその対象手続を明確にして公表しております。これについて本年度中に利用促進に係る進め方について目標を立てるということになっておりまして、ここの部分につきましては今、他省庁と協力しながら進めているところでございます。そして、この利用促進につきましてはこちらの方でフォローアップしていかれるということでございますので、私どもも鋭意進めてまいりたいと思っております。

島野座長 はい。ほかに御意見ございますか。

渡辺委員 一点質問させていただきます。20ページの法整備支援に関することですが、目標値等が「前年度の実績を維持」に変更されましたが、見え消しになっている当初の記載を拝見すると数字が減ってきています。それから、先ほどの資料2でも、法整備支援の予算要求額は減少しています。この事業はおおむねやるべきことはやったという認識に基づいての措置であるのか、あるいは本当はもっと法整備支援に力を入れていきたいんだけども諸般の事情で難しいということであるのか、その辺の認識をひとつお尋ねしたいと思います。それからもう一つ。ちょっと抽象的な指摘で申し訳ないんですけども、資料4に並んでいる各項目は当然法務省内部での検討を踏まえて出されてきた柱立てだと思うんですが、私のような素人には、ここに載るべきなのに載っていないものがあるのかどうか、何か大切なものが落ちているのではないのかというのが分からないんですね。可能であれば、例えばこんな目標を立てようと思ったんだけどもこんな事情で難しいという判断に至ったとかですね、検討の経過なり、内部での議論の様子などについてもちょっと教えていただければなという気がいたします。

島野座長 はい。それではまず法総研お願いします。

法務総合研究所 法総研でございます。法整備支援についてのご質問に関してでございますが、法整備支援をどのような内容で行うかという点については、基本的には支援の対象国、相手国からのリクエストなどに応じてやっているところでございますので、相手国の事情等により、一時的に数値が減少することもございます。ですから予算上の数字が多少減少しても、必ずしも支援事業やその必要性が大きく減少しているというふうには理解しておりません。今まで様々な対象国に対しまして法律の起草などについての支援を行っておりますが、今後は例えばその作った法律を運用する法律家の養成について支援対象国から支援を求める声も聞こえておりますので、多少予算上の数字が減少しても、支援事業が終了に近づいたとか、必要性が減少しているわけではありません。

島野座長 最後の質問については。

野々上秘書課長 この後いろいろ問題等について御議論いただくとお思いますのでそのとき改めて御説明させていただきます。

立石委員 この資料4の修正に関して、私は異論を挟むところはありません。社会の変化、環境の変化でこういうように変えられたということで、特に2点私の方から申し上げます。これは7ページの「総合法律支援体制の整備」について、修正理由として書いてありますが私はこれは大変妥当でないかと思えます。と申しますのは、法による個別紛争解決の増加というのはこれからの日本が行政機関による事前規制社会から大きく変換していく上で避けられないことだと思うんですね。大変増えていくんじゃないかと思うんですね。しかし、残念ながら多くの日本人がその変化になじめていない。そのギャップを埋めて国民の方々にこういう紛争の時の援助・支援を情報も含めてセンターからいただける。私は大変いい事じゃないかというふうに思います。

それからもう1つは質問なんです、最後の20ページの法制の維持及び整備に関する国際協力のところで、回数、目標値を変えておられますよね。目標は前年度の実績を維持と書いてありますけれども、これは予算の関係でこういうふうになっていたものを、実際にニーズを的確に捕まえた結果としてそれに併せるように書いたということなのか、あるいは、あまり好評じゃなかったということなのか、何が原因でこういうふうに変えられたのかちょっとその点だけを教えていただきたいと思えます。

法務総合研究所 先ほど秘書課から説明がありましたように最初に黒字で書いた数字というのは本年度の予算でいただいた数字をベースに書かせていただいたものです。この予算上のいただいた数字を書いただけでは、施策の実施の規模を表しているだけで、必ずしもニーズを反映せずに、いただいた予算をそのとおりに実行したということを示すにとどまってしまうので、むしろそれよりは前年度の実績をベースとする方がより施策に対するニーズを表すのではないかというような考え方で書かせていただいたところでございます。

島野座長 ほかに御意見ありますか。

それでは、本日事務局から提出されておりました予定の議題の議事は終わりました。残りの時間がわずかになってまいりましたけれども、先週12日に「政策評価に関する懇談会」が各省庁の有識者の会議の座長を集めて行われましたので、その結果を簡単に御報告いたします。お手元の資料の最初の1枚目のペーパー、これは主な発言等が書いてあります。指標の設定、評価の方法、省内職員の意識、国民への説明責任について、有識者会議の在り方について、政策評価制度の見直しについて、こういったもので、非常に率直に各省庁の実情と意見が発表されました、2枚目はそれを受けて私がメモしましたが、政策評価の今後の取組、法務省の政策評価が今後どう行われるのか、あるいは政策評価懇談会が関与していくのか、これがひとつ問題だと思ってざっと書きました。そのことについては後で御意見を伺いますが、その次の3枚目のペーパーは、政策評価に関する懇談会の出席者名簿でございます。各省の行政の性質に応じていろいろな方が座長になっていらっしゃいます。その次が政策評価・独立行政法人評価委員会の今年度の活動予定です。これをざっとご覧になってお分かりのように、このような日程を進めていくと、来年の3月に新たな基本方針、ガイドラインに基づく評価等々について結論が出るのかなと考えております。最後ですが、政策評価制度に関する見直しの論点整理、俯瞰図です。これは左と右両方の目的を追求するというところで、左側が効果的、効率的

な行政の推進，ここで予算に関係してくると思います。右側が政府の国民への説明責任の徹底というものです。真ん中にある学識経験者の知見の活用，それから外部からの検証可能性の確保，こういったことも提示されております。今日も本当に各委員から活発な，政策評価懇談会にふさわしい御意見を多数いただきました。今日で11回目。何とか形ができてきているのかなと，政策評価懇談会の在り方について，とは思います。それからこの4年間法務省におかれては，いろいろと白紙からここまで積み上げてきて，積極的に取り組んでいらっしゃるなという印象を持っております。で，来年度からの政策評価懇談会の在り方について，委員の皆様の自由な御意見をいただけたらと思います。つまり特定事項について御意見を求めることにするか，この評価の対象として掲げられた事項，施策，事業等について，その背景であるとか，なぜここに採り上げたのか，その説明抜きで我々は取り組んでおりますけれども，特定事項について御意見を求める政策評価懇談会，それについては，かなりしっかりした議論ができるようにしていく，そういう方向付けがあるのかな，いらないのかな，ということです。それで，そのほかの一般的な政策評価書，実施計画の検討というのはまた別途行うのか。それから省幹部の関与です。印象的だったのは，財務省は毎回事務次官以下各局長が会議に出席されるということで，しかも財務省の政策評価の在り方に関する懇談会がスタートする前に6回でしたでしょうか，事前に密な打合せをして，スタートしてからも20回近くこの会議を開催している，そして予算担当部署と政策評価の部署がいつも同席している等々の発言がございました。

そこで法務省としてはどうするのか，今すぐでは結論は出ないのだと思いますが，大いなる課題だと思います。秘書課の今後の取組体制，つまり懇談会との関係，関係部局との関係，職員との関係等々です。今日はもう残りもわずかですので1の政策評価懇談会の位置付けについて何か御意見があったらお願いします。

前田委員におかれては，警察庁の懇談会の座長として御出席されましたが，法務省に翻って考えたときに何かございませんか。

前田委員 ここでは法務省の懇談会委員としての立場で申し上げたいと思います。

財務省はですね，やっぱり自己正当化といいますか，自分はよくやっていて次官以下が出ていたと言いますが，出ざるを得ない状況で始めたからという面はちゃんと見ておく必要があると思います。ただ，もちろん省をあげて力を入れているということを外に向かって主張することも大事だと思うんですが，先ほどもちらっと申し上げたんですが，予算との結びつきについては，田辺先生もおっしゃるようになっていくと思うんですが，ただあまりこういう場で，これをステップアップして増やしたりとかやることはある程度は可能でしょうけれども，この場であまり政策の議論について立ち入って，予算に直結する議論を詰め切るといったことは無理だと思います。あくまでもやはり外部的なものとして法務省がお決めになったことに対してチェックを入れるという場である性格のものだと思います。

島野座長 そうですね。政策に口を入れることはオーバーランだとも言われますね。

前田委員 それは絶対そうだと思いますね。

島野座長 それから，財務省は，今前田先生がほのめかされたような省内の事情があっ

てこれを少し重きを置いて運営していくという姿勢なのでしょう。

田辺委員は。

田辺委員 1つは、この政策評価懇談会を考えると、ほかのいろんな審議会がございますので、法制審のような非常に大きなきちとしたものから、第三者機関が関わっていないものからいろいろあるかと思うんですけれども、これとの関係をどうするのか、逆に言うとそちらで出している情報もしくは第三者の目というのをここでもう1回繰り返す必要は必ずしもないのかなという感じがございます。ただ、評価書には評価書の形があって、それに対してチェックをかけるという側面がありますので、その機能というのはかなり残していかないといけないのかなという感じはしております。それと悉皆的に全部きちっと見てという形には不可能ですので、むしろ各委員の関心、必ずしもオーバーラップしていない関心で出てきたところでどこまでチェックできるのかという、警報機みたいな役割を果たしていくことが、チェック機能としてはおそらくこの種の懇談会で有効に働く条件になっているという感じはしております。ただ、懇談会というのはむしろ評価とほかのリソース配分との関係を省内でどう作っていただくのかというような点は、必ずしもこの懇談会の役割ではないと思うんですけれども、ここが上手くできあがってこそ、チェックしたものが下まで伝わるという形になりますので、そこのところは上手に設計していただければと思っております。

島野座長 ほかに御意見ございますか。こういう意見があるんだけど、それはこの懇談会の意見を各担当の方が聞いて来年度以降の作業に反映させると、そのことについての委員と秘書課等との意見のすりあわせというのはあり得ないんでしょうか。とにかく年3回ですからね、委員の方の時間をいただくわけにはいかない会議だとは思っています。

野々上秘書課長 法務省から出席している立場で発言させていただきます。印象的なことで恐縮でございますが、実は昨日、事務次官に有識者会議の座長の方々が集まって懇談会が開かれましたという報告をいたしました。それに対して、次官は、省の幹部がきちり関与することは大事なことでであると申ししたので、そこはどのようなやり方ができるのか考えさせていただきたいと思います。また、委員の方々に、今後どのように御関与いただくか、全体についてそれぞれ1から詳しく御説明するというのは時間的にも無理かとは思っています。実践的に考えますと、個別に関心を持たれた分野については、この懇談会とは別に担当者が赴いてあらかじめ御説明して、それを踏まえてこの場で御意見をいただくということなんではないかなと思います。先ほど渡辺委員から御質問があったような事項についても当然私どもは事前に御説明できると思います。ほかのプロジェクトが多いような省庁であれば、プロジェクトごとという枠を限ることで説明もしやすいかと思うんですけれども、法務省の場合、特定のものを採り上げにくいという問題がございますので、そこは御関心をお寄せいただければできるだけ機会を作って、この懇談会とは別に御説明させていただくというのが方向性なのではないかなと、印象としては思っております。

島野座長 はい。いきなり唐突にこういう報告をして御意見を伺うというのは無理がありますが、時間も限られておりますので、特にご発言のある方がいらっしゃいましたら。

六車委員いかがですか。

六車委員 時間過ぎているようですが、こちらの実態を申し上げますと、1週間とかそれくらい前に封筒に入って厚いのが来てですね、で、ここで何っているような御説明を聞かないで事前に読めという趣旨だと思いますので、読むと。そしてここに来ると、なんて言うんですか、読んでいないような前提で御説明をいただいて、その後意見を聞かれると。私の場合そういう状況なんですけれども、漠然とどこかに無駄があるんじゃないかなというような感じがしております。例えば事前の封筒に入れるときに読むポイントがちょっとあればですね、細切れの時間でもなんとか時間を取って読む、でもそういうポイントも何もなくてどかっと来るとですね、自分でポイントを見つけなくちゃいけないというのがあって、それはやっぱり素人には負担だと思います。その辺はちょっと事務手続き上いろいろとあるとは思いますが、有効な意見といいますかいい意見がここで出てくる1つの意見として考えていただければと思っております。

島野座長 各省ともに、これあくまで自己点検、自己評価ですから、政策評価書は膨大な報告書になる、それを薄くしろとは申しませんので、ただ、懇談会にかけるものというのはどうしても懇談会の委員の意見を聴いておきたいもの、ないしは、聴いたものを薄いものにまとめてもいいんじゃないかなと思われま。現にそうしている省もあったように思います。ただ、田辺先生のように評価の技法ですとか視点ですとかそういう観点からの意見は、この懇談会を開催する都度、御意見をいただいているのですけれども。その貴重な御意見、先生が指摘されたものが今までに活かされてきたのですが、もっと全体的に、体系的に、評価手法というのをもう少し議論して、政策評価をいいものにしていくという作業がどこかで要るんじゃないかなと、そういう印象を受けました。ほかに御意見はありますか。

はい、今日は貴重な御意見を承りまして本当にありがとうございました。次回以降の日程等について事務局から御説明をお願いします。

野々上秘書課長 本日は多くの貴重な御意見を賜り誠にありがとうございました。御議論につきましては、議事録をホームページで公表することとしたいと思っておりますが、その手続につきましてはこれまでと同様、事務局で議事録案を作成し、後日皆様にお送りさせていただきますのでよろしくご確認をお願いいたします。なお、最終的な確認については、座長に一任とさせていただきますようお願いいたします。

本日いただきました御意見を踏まえ、事後評価の実施に関する計画の改定を行いたいと考えております。また、政策評価制度の見直しについていただきました御意見につきましては、これを踏まえて省内で十分更に検討させていただきたいと考えております。

なお、次回開催は年明け2月下旬以降を予定しております。それまでに先ほど座長から御説明があったとおり政策評価制度の見直しについて年内にも結論を得る予定となっております。それを踏まえて今後どう対応していくかにつきまして御意見を賜ればと考えております。よろしくお願いいたします。

島野座長 本日はこれで閉会とさせていただきます。皆様ありがとうございました。

【以上】

